

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 28 日

学校法人上野学園
理 事 会 御中
評議員会 御中

学校法人 上野学園

監 事 鈴木達也

監 事 高木克利

私たちは、学校法人上野学園の監事として、旧私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び旧寄附行為（令和 6 年 11 月 7 日施行）第 13 条第 3 項の規定に基づいて同学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。